

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	( )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	那賀町 (363685)
地域名 (地域内農業集落名)	木沢地区 (大用知, 広瀬追立, 寒谷, 高山平, 向工, 阿津江, 木頭名, 出羽, 当山, 木頭, 岩倉, 川成, 横谷, 小畠, 下沢谷, 上沢谷, 掛奥, 掛下, 与沢, 高泉寺)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	106.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	69 ha
② 田の面積	11.9 ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	57.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	7.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.5 ha
（参考）区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	16.4 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	6.2 ha
（備考）	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：（参考）の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

### (2) 地域農業の現状及び課題

那賀町は、西に剣山を望む徳島県南東部、那賀川の中上流部に位置し、東は阿南市、西は高知県に隣接している。面積は徳島県の1/6にあたる695km<sup>2</sup>あり、その内の95%を山林が閉めている。年間平均気温は、13.5°Cであり、内陸部のため、朝夕の寒暖差が大きいのも特徴である。また、年間平均降水量は3,159mmで、日本有数の多雨地域でもある。この地勢を生かし、農業では稻作をはじめ、ゆず、すだちなどの果樹、おもと、けいとうなどの花き類、晩茶、イチゴなど様々な作物が生産されている。中でも木頭地区を中心に生産されている木頭ゆずは全国第2位の生産量となっている。慢性的な後継者不足であることから、新たな担い手（新規就農者）の確保が急務であるため、担い手＝定住者の視点から、例えば、農業で安定的な生活が担保できるような環境を整備することで、定住を促進する取り組みと共に新たな担い手の確保に繋げることが必要。

・毎日の様に有害鳥獣の被害に見舞われる。かつては、柚子、スダチのハウス栽培も盛んだった。それだけでなくミヤコワスレなどの栽培も盛んであったが、意欲が低下していった。原因は、過疎化、高齢化もあるが、鳥獣被害が一番の原因である。・今の時点では担い手がいなくても、UターンやIターンも含め、今後地区外から呼び込んでくるなど、新たな担い手が現れた時のために、受け皿として計画は策定し維持すべきである。

【地域の基礎的データ】 主な作物：果樹、花卉 等

### (3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

農用地利用集積等の効率化に努めると共に、農業による多面的機能を最大限活用することで、可能な範囲で持続可能な地域農業をめざしていく。また、地域の農業者や地区外から新たな農業者を呼び込むことにより、水路・農道等の管理を行い、耕作可能な状態を維持していく。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

### (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

木沢地区における担い手の方々が、将来的な経営規模に則し、意向に沿って無理のない範囲で引き受けることで農地を守っていき、持続可能な地域農業を目指す。また、農地中間管理機構を活用することも検討する。

### (2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	2 %	将来の目標とする集積率	5 %
--------	-----	-------------	-----

### (3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標

後継者のいない等の農地については、木沢地区における中心経営体の方々が中心となって、将来的な経営規模に則し、意向に沿って農地を無理が生じることがないよう引き受ける。また、農地中間管理機構等を活用するなど地域ぐるみで集積を進めていく。

## 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

### (1) 農用地の集積、集団化の取組

後継者のいない等の農地については、木沢地区における中心経営体の方々が、将来的な経営規模に則し、意向に沿って無理のない範囲で引き受ける。中心経営体が様々な事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていくことで、新たな担い手への農地集積を進める。

### (2) 農地中間管理機構の活用方法

中山間地域であり様々な課題はあるが、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るために、農地中間管理機構の制度の説明、活用を積極的に推進する。

### (3) 基盤整備事業への取組

農地耕作条件改善事業や果樹経営支援等対策事業等の活用など補助事業を積極的に活用し、地域内の農地の整備を図る。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組

徳島県、那賀町、徳島県農業協同組合、また担い手の受け皿となる地域内で農業に取り組む法人と連携し、相談から定着に至るよう移住就農を積極的に進め、地域の担い手としての育成を図る。後継者候補者や新規就農者がいれば、農業経営の継承を含む育成、支援に取り組む。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

地域内で農作業の効率化を図る為、委託可能な作業についてはサービス事業体へ委託も検討し、遊休農地、耕作放棄地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

### 【選択した上記の取組内容】

#### ①鳥獣被害防止対策

近年は様々な野生鳥獣による被害が増えつつある。鳥獣被害拡大防止の為、防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合の対応について、行政による支援事業を活用しながら今後も体制を維持できるように努める。

## ⑤果樹等

地域の特産物である柚子・すだちについて、産地維持のため、果樹産地構造計画に即した果樹の優良品種への改・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備に努める。また、新植・改植支援事業の活用も検討し、園地の生産性の向上、担い手の確保、栽培技術の向上に努める。

## ⑦保全・管理等

行政の支援制度も活用しながら、地域の農業者により水路・農道等の管理を行い、耕作可能な状態を維持し、農地を保全管理していく。

## ⑧農業用施設

担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・加工施設など農業用施設の維持・また集約化を進める。

## 4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
利用者	ゆず等	0.53 ha	ha	ゆず等	0.53 ha	ha	1		
利用者	ゆず等	0.98 ha	ha	ゆず等	0.98 ha	ha	2		
利用者	-	0 ha	ha	果樹等	0.45 ha	ha	3		
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
計	3経営体	1.51 ha	0 ha		1.96 ha	0 ha			

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

## 5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1		農作業全般	水稻


## 6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・%）
-------------	--	---------------

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

### （留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。